

川崎市上下水道局設計書に関する情報提供要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局において設計書に関する情報を提供するための
の
手続等について、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 設計書に関する情報の提供（以下「情報提供」という。）は、上下水
道事業管理者（以下「管理者」という。）が契約を締結した工事（川崎市上
下
水道局軽易工事執行の特例を定める規程（平成22年川崎市水道局規程第
55号）第2条第4号に規定する軽易工事を除く。）又は委託（予定価格が
100万円以下のものを除く。）の金額入り設計書（金額及び数量が記載さ
れた設計書をいう。以下同じ。）について行う。

(申込み)

第3条 情報提供の申込みは、川崎市上下水道局オンライン手続かわさきの利
用に関する要綱（令和5年2月28日4川上総庶第1352号）第2条第1
号に規定するオンライン手続かわさき（以下「システム」という。）により
、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 情報提供を申し込む者（以下「申込者」という。）の氏名、電話番号及
びメールアドレス

(2) 工事又は委託の件名及び契約番号

2 管理者は、前項第2号に掲げる事項が明らかでないときは、申込者に対し
、当該事項の補正の参考となる情報を提供するものとする。

(情報提供)

第4条 管理者は、前条の規定による申込みがあったときは、申込者に対し、
システム等により、金額入り設計書の電磁的記録を提供するものとする。

2 前項の規定による提供は、申込みがあった日から起算して、9日以内に行

うものとする。

(通知)

第5条 前条の規定にかかわらず、管理者は、情報提供の申込みのあった工事又は委託が、第2条に規定する情報提供を行う工事又は委託でないときは、申込者に対し、システム等によりその旨を通知するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、情報提供の実施について必要な事項は、庶務課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。